

表 彰 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、本県のソフトテニスの健全な普及・発展に貢献した個人及び団体を表彰することにより、その労に報いるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する個人及び団体について、毎年理事総会時ににおいて会長が行う。

- (1) 本県のソフトテニスの普及・発展に貢献し、他の模範と認められるもの
- (2) 通算10年以上本連盟役員として功労のあったもの
- (3) 国民体育大会、全国大会又は九州大会において、第3位以上に入賞し、本県のソフトテニスの発展に寄与したもの
- (4) 支部及び加盟団体において、多年にわたりソフトテニスの発展に貢献したもの
- (5) その他、特に会長が必要と認めるもの

2 前項の規定により表彰を受けた個人及び団体が再び前項に規定する事由に該当した場合で、表彰委員会が特に必要と認めるときは、再度表彰することができる。

(該当者の具申)

第3条 支部及び加盟団体は、表彰に該当すると認められる個人及び団体があるときは、功労者・優良団体推薦書(別記様式)により、毎年4月30日までに会長に具申するものとする。

また、公益財団法人日本ソフトテニス連盟及び九州ソフトテニス連盟等の表彰に該当する個人及び団体についても同様に具申するものとする。

(表彰委員会)

第4条 前条の規定に基づき、支部または加盟団体が推薦するもの及び会長が推薦するものを候補として表彰に関する事項を決定するため、表彰委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、正副理事長及び各専門部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は理事長をもって充て、副委員長は副理事長をもって充てる。

3 委員長は会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は委員の半数以上の出席をもって成立するものとし、議事は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。

(審議事項)

第7条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議し、決定事項を常任理事会に報告する。

- (1) 本連盟が行う功労者及び優良団体の表彰に関すること。
- (2) 公益財団法人日本ソフトテニス連盟が行う表彰の推薦に関すること。
- (3) 九州ソフトテニス連盟が行う表彰の推薦に関すること。
- (4) 公益財団法人佐賀県スポーツ協会が行う表彰の推薦に関すること。
- (5) その他の表彰に関すること。

附 則

この規程は、昭和59年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 3月 2日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。